



令和5年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

令和6年5月28日
公正取引委員会

令和5年度の特徴

● エネルギー分野等規制改革が進められてきた分野の事案への対処

大口需要家向け都市ガス供給を巡る受注調整事案への厳正な対処、漁業協同組合が関係する水産物の取引への不公正な取引方法の初の法的措置の適用。

● デジタル分野や新たなビジネス分野への対応

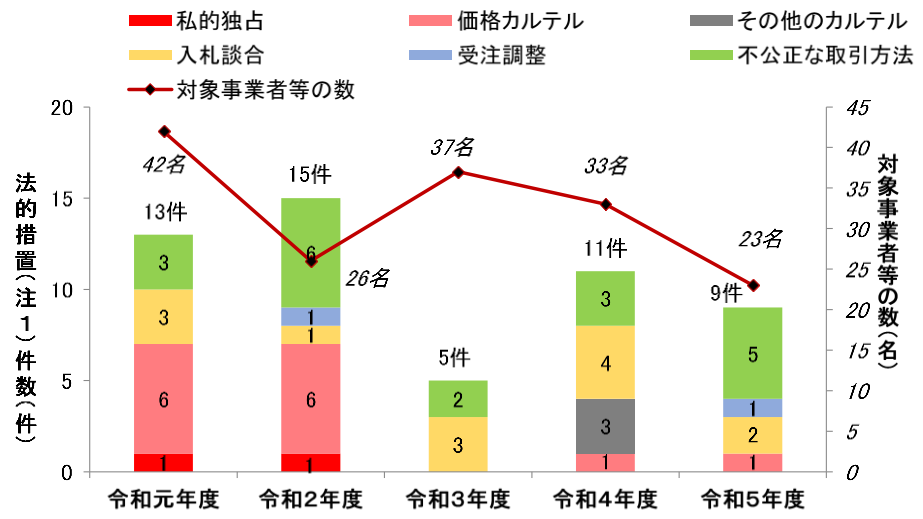
Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査開始、婚活ビジネス分野における取引慣行への法的措置の適用。

● 中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対処

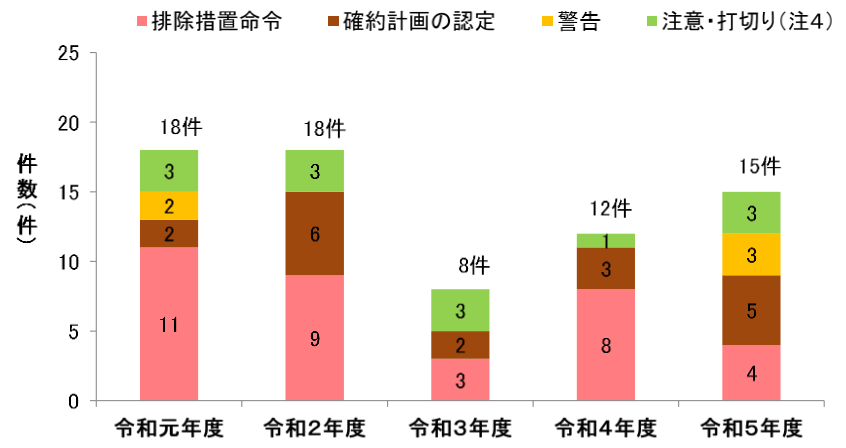
大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事案への積極的対応のほか、インボイス制度の実施や急激なコスト上昇に伴う価格転嫁に関連して発注サイドの事業者による中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処。

法的措置9件（排除措置命令4件、確約計画の認定5件）

【法的措置（注1）件数等の推移】



【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
（注4）事案の概要を公表したものに限る。

課徴金額 約2.2億円

事業者による自発的な措置1件

課徴金額等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金納付命令					
課徴金額（億円）	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数（名）	37	4	31	21	16

（注5）課徴金額については、千万円未満切捨て。

◆ 令和5年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等

IT・デジタル分野/ スタートアップ	公共調達・産業財		国民生活に密着した分野	
グーグル スマホ検索アプリ ケーション 審査開始	大口都市ガス 受注調整	地質調査業務 入札談合	ドラッグストアと納入業者との 医薬品等 の取引 <u>不正な取引方法（優越的地位の濫用）</u>	漁業協同組合と生産者との 乾海苔 の取引 <u>不正な取引方法（排他条件付取引又は拘束条件付取引）</u> 法的措置初
結婚相談所事業 運営ビジネス 結婚相談所連盟の運営事業者と結婚相談所の運営事業者との取引 <u>不正な取引方法（拘束条件付取引）</u> 法的措置初	木工用ドリル 価格カルテル	官報の印刷に 使用される 再生巻取用紙 入札談合	大型家具店と納入業者との 家具 の取引 <u>不正な取引方法（優越的地位の濫用）</u>	家庭用都市ガス・電気 価格カルテル
新規株式公開の公開価格設定プロセスにおける証券会社と新規上場会社との取引 <u>不正な取引方法（優越的地位の濫用）</u>			興行会社と配給会社との 映画作品 の上映をめぐる取引 <u>不正な取引方法（拘束条件付取引）</u> 法的措置初	紫 排除措置命令及び課徴金納付命令 橙 確約計画の認定 緑 警告・注意 青 審査開始

違反行為	件 名	概 要
入札談合	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 (令和5年9月)	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：8626万円)
受注調整	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 (令和6年3月)	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：2678万円)
入札談合	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 (令和6年3月)	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：1640万円)
価格カルテル	木工用ドリルの製造販売業者に対する件 (令和6年3月)	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向けの販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金額：9396万円)

違反被疑行為	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)ダイコクに対する件 (令和5年4月)	ダイコクは、納入業者に対して、返品及び従業員等の派遣の要請をしていた。 ⇒ ダイコクから、納入業者における金銭的価値を回復すること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。
排他条件付取引又は拘束条件付取引	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件 (令和5年6月)	福岡有明漁連は、自らの会員である漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、 (1) 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請 (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請等の行為を行っている。 ⇒ 福岡有明漁連から、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。
拘束条件付取引	ＴＯＨＯシネマズ(株)に対する件 (令和5年10月)	ＴＯＨＯシネマズは、配給会社に対して、限定作品とする映画製品について自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、要請に従わない場合には映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、配給会社に対し、要請に従うようにさせている。 ⇒ ＴＯＨＯシネマズから、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。

違反被疑行為	件名	概要
拘束条件付取引	(株)IBJに対する件 (令和6年1月)	結婚相談所連盟を運営するIBJは、他の事業者が運営する結婚相談所連盟にも加盟する加盟事業者に対し、他の事業者が運営する結婚相談所連盟を退会しないと、IBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIとのお見合いを組めないことを示唆して、他の事業者が運営する結婚相談所連盟から退会するようにさせている。 ⇒ IBJから、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。
優越的地位の濫用	(株)東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月)	東京インテリアは、納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し従業員等の派遣の要請、新規開店に際し協賛金の負担の要請等を行っていた。 ⇒ 東京インテリアから、納入業者における金銭的価値を回復すること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。

みずほ証券株式会社に対する注意について(令和5年4月)

- みずほ証券は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））違反につながるおそれのある行為を行っていた。

新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態調査（令和4年1月報告書公表）

「優越的地位にある主幹事が、一方的に公開価格を設定するなどして主幹事業の取引を実施し、新規上場会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある」旨指摘。

Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始(令和5年10月)

- Google LLCらは、以下の行為により、競争関係にある事業者の事業活動を排除し、又は取引先事業者の事業活動を制限している疑い。

- ✓ Android端末メーカーとの間で、端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリケーションストア等の搭載を許諾するに当たり、「Google Search」と称する検索アプリケーション、「Google Chrome」と称するブラウザアプリケーション等自己のアプリケーションを併せて搭載させ、搭載する際の当該アプリケーションのアイコン等の端末画面上の配置場所を指定する内容の許諾契約を締結すること
- ✓ Android端末メーカーらとの間で、自己と競争関係にある事業者の検索アプリケーションを搭載しないこと等を条件に、自己が検索連動型広告サービスから得た収益を分配する内容の契約を締結すること

モバイルOS等に関する実態調査(令和5年2月報告書公表)

モバイルOS提供事業者によるアプリのプリインストール・デフォルト設定等について独占禁止法上の考え方を明示。

電力・都市ガス分野

○ 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等(令和6年3月公表)

- 排除措置命令及び課徴金納付命令
 - ✓ 特定大口都市ガスの受注調整
 - ✓ 課徴金額: 2678万円
- 警告
 - ✓ 家庭用都市ガス・電気料金の情報交換
 - ✓ LNG供給に係る受注調整等

漁協・農協分野

○ 福岡有明海漁業協同組合連合会から申請があった確約計画の認定について(令和5年6月公表)

- 違反被疑行為
 - ✓ 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請
 - ✓ 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請等

○ 農業協同組合による違反につながるおそれのある行為に対して注意

- 農業協同組合以外に生乳を出荷する組合員から事務手数料を徴収
- 出荷者(組合員)が直売所で販売する農作物等の最低販売価格を定めている

優越的地位の濫用行為への取組①

令和5年度においては、ダイコクに対する件及び東京インテリアに対する件への法的措置の適用のほか、優越タスクフォースにおいて、

- ① 大規模小売業者による納入業者に対する要請
- ② 荷主による運送事業者に対する要請
- ③ インボイス制度の実施に関連した事案
- ④ 昨今の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁に関連した事案

に対して、67件の注意を行った。

(単位:件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
注意件数	29	47	46	55	67

優越的地位の濫用行為への取組②

優越タスクフォースが注意した主な事例

大規模小売業者による納入業者に対する要請

大規模小売業者（スーパー）は、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請していた（あらかじめ派遣条件について合意することなく、かつ、派遣に伴う通常必要となる費用を負担していなかった。）。

荷主による運送事業者に対する要請

荷主（合板製造業）は、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

インボイス制度の実施に関連した取引先に対する要請

農産物加工品の製造販売業者は、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

（注）免税業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

急激なコスト上昇を受けた取引先の中小事業者からの価格転嫁要請への対応

織物卸売業者は、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
酒類	63	9	29	37	29
石油製品	162	115	206	151	233
家電製品	2	0	1	0	0
その他	8	12	8	4	55
合計	235	136	244	192	317

- 茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告(令和5年5月公表)
 - ✓ 三愛リテールサービス株式会社は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。
- 繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化(フォローアップ調査等)

令和 5 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和 6 年 5 月 28 日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和 5 年度においては、規制改革が進められてきた電力・ガス事業分野における大口需要家向け都市ガス供給を巡る受注調整及び家庭用都市ガス・電気料金を巡る価格カルテル、官報の印刷に使用される用紙の発注を巡る入札談合等に厳正に対処したほか、これまで法的措置を採ったことがなかった漁業協同組合が関係する水産物の取引、興行事業者と映画配給事業者との映画作品の上映に係る取引、結婚相談所連盟と結婚相談所の取引における競争上の問題について確約手続を利用し、効率的かつ効果的に対処した。

また、令和 5 年 10 月のインボイス制度の実施や昨今の労務費・原材料費・エネルギーコストの急激な上昇に伴う中小事業者等の取引価格へのコスト上昇分の転嫁に関連した優越的地位の濫用につながるおそれがある事案など中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処した。

さらに、Google LLC らによる独占禁止法違反被疑行為に関して、個別事件の審査の初期段階において初めて、審査の開始を公表し、第三者からの情報・意見の募集を行った。

令和 5 年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第 1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和 5 年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ 18 名の事業者に対して、4 件の排除措置命令を行った。排除措置命令 4 件の内訳は、価格カルテル 1 件、入札談合 2 件、受注調整 1 件となっている。これら 4 件の市場規模は、総額 29 億円超である。

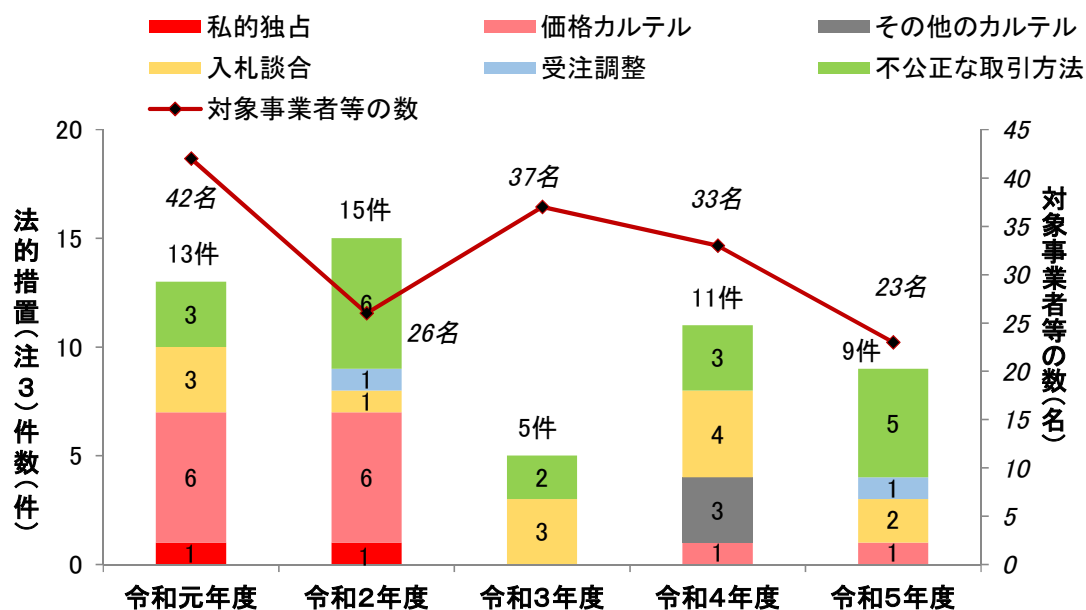
また、令和 5 年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、5 名の事業者に対して、5 件の確約計画の認定を行った（注 1）。いずれも不公正な取引方法（優越的地位の濫用 2 件、その他の拘束・排他条件付取引（注 2）3 件）となっている。

第 1 から第 4 までに関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課
電話 03-3581-3381（直通）
第 5 に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当）
電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(注1) 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

(注2) その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す（以下同じ。）。

図1 法的措置（注3）件数等の推移



(注3) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注4) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(注5) その他のカルテルとは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(2) 警告等の状況

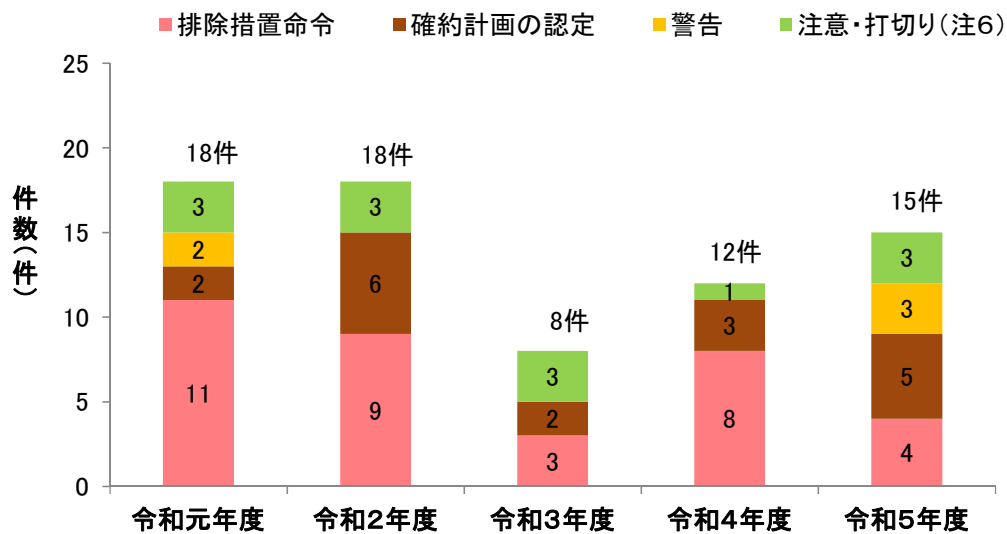
令和5年度においては、警告に加え、各事案の内容を踏まえて、注意等の事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた3件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った（価格カルテル：1件、受注調整：1件、不当廉売：1件）。

イ 違反につながるおそれのある行為がみられたものであって、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た2件について、注意・公表を行った（優越的地位の濫用：1件、競争者に対する取引妨害：1件）。

ウ 事業者から自発的な改善措置の報告を受けた1件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（優越的地位の濫用：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注6) 事案の概要を公表したものに限る。

(3) 課徴金納付命令の状況

令和5年度においては、延べ16名の事業者に対して、総額2億2340万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は1396万円(注7)であった。

(注7) 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

表1 課徴金額等の推移

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数(名)	37	4	31	21	16

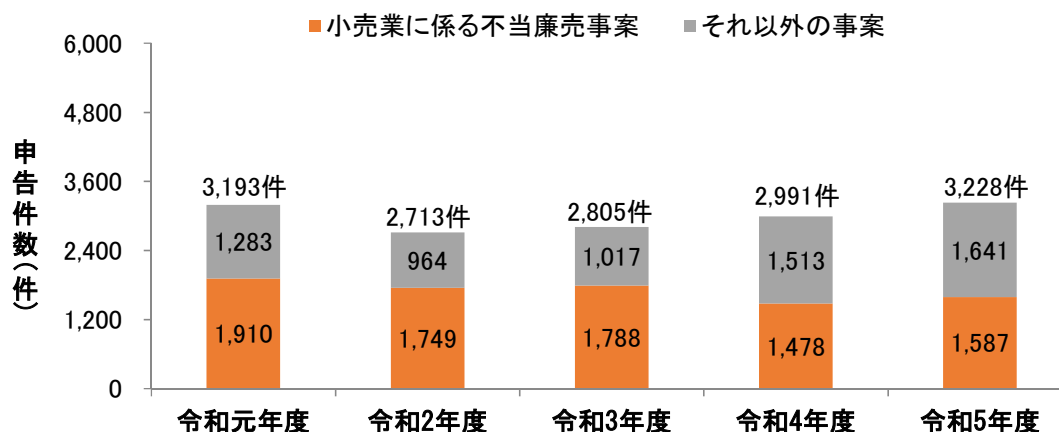
(注8) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

2 申告の状況

令和5年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告(申告)の件数は、3,228件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和5年度においては、3,005件の通知を行った。

図3 申告件数の推移



3 課徴金減免制度の状況

公正取引委員会は、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）及び課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を運用している。

令和5年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、156件であった（平成18年1月の制度導入時から令和5年度末までの累計は1,573件）。

また、令和5年度においては、価格カルテル・受注調整・入札談合事件4件における延べ13名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注9）。このうち、4事件計9名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注9） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表2 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注10)
申請件数	73	33	52	22	156	1,573

(注10) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和6年3月末までの件数の累計。

表3 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件、延べ事業者数)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注13)
課徴金減免制度が適用された法的措置件数 (注11)(注12)	9	8	3	8	4	168
課徴金減免制度が適用された事業者数	26	17	10	22	13	436

(注11) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注12) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注13) (注9)を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和6年3月末までの件数又は事業者数の累計。

表4 調査協力減算制度の適用状況

(単位：件、事業者数)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計
調査協力減算制度が適用された法的措置件数	—	0	0	2	4	6
調査協力減算制度が適用された事業者数	—	0	0	4	9	13

4 審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集

公正取引委員会は、令和5年10月23日、Google LLC らによる独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始した旨及び第三者からの情報・意見の募集を行うこととした旨を公表した。

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル

令和5年度においては、木工用ドリルの製造販売業者による価格カルテル事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ 木工用ドリルの製造販売業者による価格カルテル事件

木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。

（令和6年3月28日 排除措置命令（2名）及び課徴金納付命令（2名））

（課徴金額：9396万円）

また、中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社による価格カルテル事件について、1件の警告を行った。

- ・ 中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社に対する警告

中部電力2社（中部電力株式会社及び中部電力ミライズ株式会社）及び東邦瓦斯株式会社（以下「東邦瓦斯」という。）は、①東邦瓦斯の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取りに係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、両分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。

（令和6年3月4日 警告）

2 入札談合

令和5年度においては、高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者による入札談合事件、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らによる入札談合事件について、2件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者による入札談合事件

高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和5年9月28日 排除措置命令（13名）及び課徴金納付命令（10社））

（課徴金額：8626万円）

- ・ 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らによる入札談合事件

独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和6年3月14日 排除措置命令（2社）及び課徴金納付命令（2社））

(課徴金額：1640万円)

3 受注調整

令和5年度においては、東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者による受注調整事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者による受注調整事件

東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和6年3月4日 排除措置命令(1社)及び課徴金納付命令(2社))

(課徴金額：2678万円)

また、中部電力ミライズ株式会社及び株式会社シーエナジーによる受注調整事件について、1件の警告を行った。

- ・ 中部電力ミライズ株式会社及び株式会社シーエナジーに対する警告

中部電力2社(中部電力株式会社及び中部電力ミライズ株式会社)及び株式会社シーエナジー並びに東邦瓦斯株式会社は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給に係る取引において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。

(令和6年3月4日 警告)

○ 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

公正取引委員会は、本件審査において認められた以下の事実等について、都市ガス及び電気市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

- (1) 中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社により、特定大口都市ガスについて独占禁止法違反行為が行われ、中部電力ミライズ株式会社に対し排除措置命令を行ったこと。
- (2) 東邦瓦斯株式会社の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス等の取引及び中部電力株式会社の電気供給区域におけるFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取取引について、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われ、警告を行ったこと。
- (3) 中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社の間で、かねてから、都市ガス及び電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等に関する情報交換が行われていたこと。

4 不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

令和5年度においては、株式会社ダイコクによる優越的地位の濫用被疑事件、株式会社東京インテリア家具による優越的地位の濫用被疑事件について、2件の法的

措置（確約計画の認定）を採った。

・ **株式会社ダイコクに対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、株式会社ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

(1) 返品

①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。

(2) 従業員等の派遣の要請

ア 閉店等の際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

イ 新規開店又は改装の際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

（令和5年4月6日 確約計画の認定）

・ **株式会社東京インテリア家具に対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、株式会社東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ 東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

(1) 新規開店又は改装開店の際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。

(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。

(令和6年1月25日 確約計画の認定)

また、みずほ証券株式会社に対し、同社の行為が優越的地位の濫用につながるおそれがあるものとして注意を行い、その旨を公表した。

・ **みずほ証券株式会社に対する注意について**

みずほ証券株式会社は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

(令和5年4月13日 注意)

このほか、令和5年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして67件の注意を行った（別添参照）。

加えて、オーケー株式会社から、自発的に競合店対抗値下げ補填（同社が、競合店の販売価格に対抗して、自社の店舗における販売価格を競合店と同額まで引き下げて販売した場合に、そのときの差額分の全部又は一部を納入業者の負担とすることをいう。以下同じ。）を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。

・ **オーケー株式会社による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について**

公正取引委員会は、オーケー株式会社（以下「オーケー」という。）が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填の要請を行っているとの情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、オーケーに資料を求めるなどしたところ、オーケーから、自発的に競合店対抗値下げ補填を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。

(令和5年8月10日 公表)

(2) **拘束条件付取引等**

令和5年度においては、福岡有明海漁業協同組合連合会による排他条件付取引又

は拘束条件付取引被疑事件、ＴＯＨＯシネマズ株式会社による拘束条件付取引被疑事件、株式会社ＩＢＪによる拘束条件付取引被疑事件について、３件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

・ **福岡有明海漁業協同組合連合会に対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ 福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。

- (1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。

（令和５年６月２７日 確約計画の認定）

・ **ＴＯＨＯシネマズ株式会社に対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、ＴＯＨＯシネマズ株式会社（以下「ＴＯＨＯシネマズ」という。）に対し、ＴＯＨＯシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ＴＯＨＯシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ ＴＯＨＯシネマズは、遅くとも平成２８年１１月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。

- (1) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は
 - ア 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でＴＯＨＯシネマズを最初のオファーの相手方とする
 - イ 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定

しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、ＴＯＨＯシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、ＴＯＨＯシネマズに対して当該地域に所在するＴＯＨＯシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどする

こと。

- (2) ＴＯＨＯシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、ＴＯＨＯシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。

(令和５年１０月３日 確約計画の認定)

・ 株式会社ＩＢＪに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社ＩＢＪ（以下「ＩＢＪ」という。）に対し、ＩＢＪの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ＩＢＪから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- ＩＢＪは、ＩＢＪ連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「ＴＭＳ連盟」という）、日本仲人連盟（以下「ＮＮＲ」という。）又は日本成婚ネット（以下「ＪＭＮ」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。

(1)ア 令和３年９月頃、東海地区に所在するＴＭＳ連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してＴＭＳ連盟から退会するよう要請し、ＴＭＳ連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年１０月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、ＴＭＳ連盟から退会するようにさせている。

イ 令和４年２月頃、ＴＭＳ連盟又はＮＮＲとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するＴＭＳ連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するＮＮＲとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してＴＭＳ連盟及びＮＮＲから退会するよう要請し、ＴＭＳ連盟及びＮＮＲから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年５月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、ＴＭＳ連盟及びＮＮＲから退会するようにさせている。

ウ 令和４年９月頃、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズ、サンマリエ及びＺＷＥＩの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するよう要請し、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同

年１０月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とＩＢＪメンバーズ、サンマリエ及びＺＷＥＩの会員とのお見合い制限を行うことにより、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。

- (2) 令和４年１１月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年１２月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。

(令和６年１月２２日 確約計画の認定)

(3) 競争者に対する取引妨害

令和５年度においては、株式会社ロジックが競争者に対する取引妨害を行っていた疑いについて審査を行い、注意・公表した。

・ 株式会社ロジックに対する注意について

株式会社ロジックは、競争事業者からの介護サービス事業で使用するソフトウェア間のシステム連携の要請に対して、システム連携の条件として競争事業者のソフトの販売の制限ととられかねない内容を提示するなど、独占禁止法第１９条（公正な取引方法第１４項（競争者に対する取引妨害））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

(令和５年１２月２０日 注意)

(4) 不当廉売

令和５年度においては、茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者による不当廉売事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

・ 三愛リテールサービス株式会社に対する警告

三愛リテールサービス株式会社は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和５年１月３１日から同年３月７日までの３６日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

(令和５年５月１７日 警告)

また、令和５年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注１４）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして３１７件の注意を行った。

加えて、「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」の改定（令和４年１１月１１日）も踏まえて、繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化として、①複数の給油所を運営している場合にあっては、事案に応じ

て本社の責任者に対して注意を行うとともに、②注意後の販売価格、仕入価格等について報告を求めるフォローアップ調査を実施した。

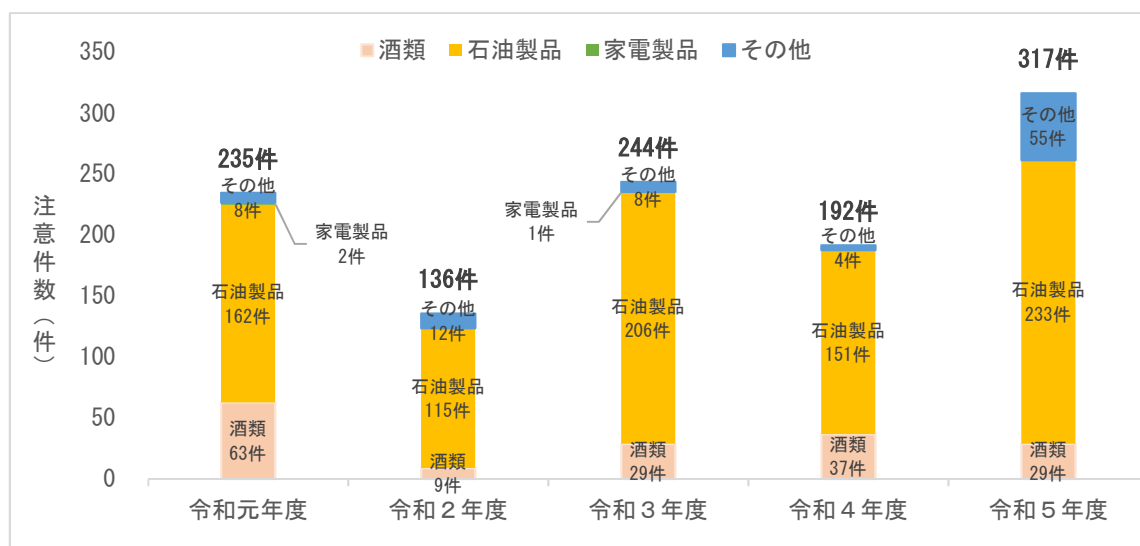
(注14) 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。

表5 令和5年度の不当廉売事案の注意件数(迅速処理によるもの)

(単位: 件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	29	233	0	55	317

図4 不当廉売事案の注意件数の推移



(5) その他(協同組合等による不公正な取引)

その他の事例として、農業分野では、農業協同組合が、出荷者が直売所で販売する農作物等の最低販売価格を定めていたため、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合が、組合員に対し、漁獲した水産物の全量を漁業協同組合が管理及び運営する市場に出荷させていたため、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例などがある。

第3 タスクフォースの取組状況等

1 IT・デジタル関連分野

公正取引委員会は、IT・デジタルタスクフォースを設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月に専用の情報提供窓口を設置している。令和5年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は83件となっている。令和元年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

表6 IT・デジタル関連分野における情報受付件数

(単位：件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
情報受付件数	180	182	140	139	83

2 優越タスクフォース

公正取引委員会は、平成21年に優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）を設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

優越タスクフォースにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。令和5年度は、大規模小売業者と納入業者との納入取引、荷主と運送事業者との物流取引のほか、令和5年10月のインボイス制度の実施に伴う発注サイドの事業者と受注サイドの事業者との取引条件の再交渉に関連した事案、昨今の労務費、原材料費及びエネルギーコストの急激な上昇を受けた受注サイドの事業者からの発注サイドの事業者に対する価格転嫁の要請に関連した事案などにおいて優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして67件の注意を行った。令和元年度以降の各年度における注意件数は以下のとおりである。

表7 年度別注意件数

(単位：件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
注意件数	29	47	46	55	67

3 その他の分野

公正取引委員会は、前記１・２のＩＴ・デジタルタスクフォース、優越タスクフォースのほか、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置している。また、専用の情報提供窓口を設置しており、令和５年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、農業分野が４４件、電力・ガス分野が２８件となっている。

【情報提供窓口の電話番号等】

<電話番号>

ＩＴ・デジタル関連分野	０３－３５８１－５４９２
農業分野	０３－３５８１－３３８７（※）
電力・ガス分野	０３－３５８１－１７６０

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/application/zzza092.html>

※ ＩＴ・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟

令和5年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は6件（東京地方裁判所3件、東京高等裁判所2件、最高裁判所1件）（注15）であったところ、同年度中に新たに4件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。また、令和4年度中に東京地方裁判所がした判決に対し、令和5年度中に控訴されたものが1件あった。

令和5年度当初において東京地方裁判所に係属中であった3件のうち1件については、同裁判所が請求を棄却する判決をし、控訴期間の経過をもって確定した。その余の2件については、同裁判所に係属中である。令和5年度当初において東京高等裁判所に係属中であった2件のうち1件については、同裁判所が控訴を棄却する判決をしたが、その後、最高裁判所に上告及び上告受理申立てがなされ、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了した。残る1件については、東京高等裁判所に係属中である。また、令和5年度中に控訴された1件は、東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をし、上訴期間の経過をもって確定した。

令和5年度当初において最高裁判所に係属中であった1件については、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和5年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は7件であった。

（注15） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において番号が付される事件の数である。

第5 審決取消請求訴訟

令和5年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注16）は14件であり、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が9件（うち1件は上訴期間の経過をもって終了し、その余の8件は原告が上告又は上告受理申立てをした。）、最高裁判所が上告棄却又は上告不受理決定をしたことにより終了したものが5件あった（別表第8表参照）。

この結果、令和5年度末時点では8件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注16） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度			元	2	3	4	5	
審査 件数	前年度からの繰越し		2 3	1 8	1 0	1 3	1 7	
	年度内新規着手		7 6	8 3	1 0 3	1 0 3	1 3 5	
	合 計		9 9	1 0 1	1 1 3	1 1 6	1 5 2	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 1 4 0	9 2 0	3 3 4	8 2 9	4 1 8	
		そ の 他	確約計画の認定 対象事業者数	2 2	6 6	2 3	3 4	5 5
			終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
			警 告	2	0	0	0	3
		注 意	打切り	5 7 9	7 3 3	9 2 3	8 3 5	9 4 2 5
小 計			6 8	7 6	9 5	8 8	1 2 2	
合 計			8 1	9 1	1 0 0	9 9	1 3 1	
次年度への繰越し			1 8	1 0	1 3	1 7	2 1	
課 徴 金 納 付 命 令		対象事業者数		3 7	4	3 1	2 1	1 6
	課徴金額		692 億 7560 万	43 億 2923 万	21 億 8026 万	1019 億 8909 万	2 億 2340 万	
告 発 件 数			0	1	0	1	0	

第2表 令和5年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他				合計
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占			0	0	0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル		1	0	0	1	2	0	4
	受注調整		1	0	0	1	0	0	2
	入札談合		2	0	0	0	2	0	4
	小 計		4	0	0	2	4	0	10
不公正な取引方法（注2）	再販売価格の拘束		0	0	0	0	5	0	5
	その他の拘束・排他条件付取引		0	3	0	0	5	0	8
	取引妨害		0	0	0	0	3	0	3
	優越的地位の濫用		0	2	0	0	68	24	94
	不当廉売		0	0	0	1	4	1	6
	その他		0	0	0	0	1	0	1
	小 計		0	5	0	1	86	25	117
そ の 他（注3）			0	0	0	0	4	0	4
合 計			4	5	0	3	94	25	131

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

年度 内容		元	2	3	4	5	合計
私 的 独 占（注2）		1	1	0	0	0	2
カルテル	価格カルテル	6	6	0	1	1	14
	その他のカルテル	0	0	0	3	0	3
	入札談合	3	1	3	4	2	13
	受注調整	0	1	0	0	1	2
	小 計	9	8	3	8	4	32
不正な取引方法 （注2）	再販売価格の拘束	2	0	0	1	0	3
	その他の拘束・排他条件付取引	1	3	1	1	3	9
	取引妨害	0	0	1	1	0	2
	優越的地位の濫用	0	3	0	0	2	5
	その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	3	6	2	3	5	19
合 計		13	15	5	11	9	53

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

第4表 令和5年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月 日
1	5 (措) 5	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R5.9.28
2	6 (措) 1	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R6.3.4
3	6 (措) 2	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R6.3.14
4	6 (措) 3	木工用ドリルの製造販売業者に対する件	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	R6.3.28

第5表 令和5年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係 法条	認定年月日
1	5 (認) 1	株 式 会 社 ダ イ コ ク に 対 す る 件	公正取引委員会は、株式会社ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 返品 ①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品 conditions を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。 (2) 従業員等の派遣の要請 ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。	19 条 (2 条 9 項 5 号)	R5. 4. 6

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係 法条	認定年月日
2	5 (認) 2	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件	公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ 福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。 (1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。 (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。 (3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。 (4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。	19 条 (一般 指定 11 項又は 12 項)	R5. 6. 27

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係 法条	認定年月日
3	5 (認) 3	Ｔ Ｏ Ｈ Ｏ シ ネ マ ズ 株 式 会 社 に 対 す る 件	公正取引委員会は、ＴＯＨＯシネマズ株式会社（以下「ＴＯＨＯシネマズ」という。）に対し、ＴＯＨＯシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ＴＯＨＯシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ＴＯＨＯシネマズは、遅くとも平成２８年１１月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。 (1) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は ア 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でＴＯＨＯシネマズを最初のオファーの相手方とする イ 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、ＴＯＨＯシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、ＴＯＨＯシネマズに対して当該地域に所在するＴＯＨＯシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。 (2) ＴＯＨＯシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、ＴＯＨＯシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。	19 条 (一般 指定 12 項)	R5. 10. 3

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係 法条	認定年月日
4	6 (認) 1	株 式 会 社 I B J に 対 す る 件	公正取引委員会は、株式会社IBJ（以下「IBJ」という。）に対し、IBJの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、IBJから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ IBJは、IBJ連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「TMS連盟」という）、日本仲人連盟（以下「NNR」という。）又は日本成婚ネット（以下「JMN」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。 (1)ア 令和3年9月頃、東海地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟から退会するよう要請し、TMS連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟から退会するようにさせている。 イ 令和4年2月頃、TMS連盟又はNNRとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するNNRとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟及びNNRから退会するよう要請し、TMS連盟及びNNRから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年5月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟及びNNRから退会するようにさせている。 ウ 令和4年9月頃、TMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟、NNR及びJMNか	19条 (一般 指定12 項)	R6. 1. 22

			ら退会するよう要請し、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。 (2) 令和4年11月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているTMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年12月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。		
5	6 (認) 2	株式会社東京インテリア家具に対する件	公正取引委員会は、株式会社東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ 東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 (2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。 (3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生し	19条 (2条 9項5 号)	R6. 1. 25

			た地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。		
--	--	--	---	--	--

（注） 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）を指す。

第6表 令和5年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	10	8626 万	R5. 9. 28
2	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2	2678 万	R6. 3. 4
3	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2	1640 万	R6. 3. 14
4	木工用ドリルの製造販売業者に対する件	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	2	9396 万	R6. 3. 28
合 計			16	2 億 2340 万	

第7表 令和5年度において係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	H29. 8. 1	最高裁	R4. 3. 3 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 3. 17 控訴） R5. 5. 31 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （R5. 6. 15 上告及び 上告受理申立て） R6. 3. 21 最高裁判所にて上告 棄却及び上告不受理 決定 （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
2	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京高裁	R4. 9. 15 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 9. 30 控訴） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（R2. 3. 27） （確定）
3	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京高裁	R5. 3. 30 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R5. 4. 12 控訴） R5. 11. 29 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （確定） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
4	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 1. 6 （排除措置命令取消請求） R3. 3. 29 （課徴金納付命令取消請求）	最高裁	R4. 2. 10 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） R5. 1. 25 東京高等裁判所にて控訴棄却判決 （R5. 2. 8 上告及び上告受理申立て） R5. 9. 28 最高裁判所にて上告棄却及び上告不受理決定 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
5	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
6	鹿島建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 6. 21	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
7	三条印刷株式会社による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4. 3. 4	東京地裁	R5. 4. 13 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R4. 3. 29） （確定）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
8	中部電力株式会社及び 中部電力ミライズ株式 会社による 件	中部電力、中部電力ミライズ及び 関西電力が、互いに、相手方の 供給区域において相手方が小売供 給を行う大口顧客の獲得のための 営業活動を制限することを合意し ていた。（中部電力に対する課徴金 額 201 億 8338 万円、中部電力ミ ライズに対する課徴金額 73 億 7252 万円）	R5. 9. 25	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
9	中国電力株式 会社による 件	中国電力及び関西電力が、 (1) 互いに、相手方の供給区域 に所在する相対顧客の獲得の ための営業活動を制限する (2) 関西電力にあつては、中国 電力管内において順次実施され る官公庁入札における入札 参加及び安値による入札を制 限する ことを合意していた。（課徴金額 707 億 1586 万円）	R5. 9. 28	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
10	九電みらい エナジー株式 会社による 件	九州電力、九電みらいエナジー 及び関西電力が、互いに、相手方 の供給区域において順次実施され る官公庁入札等で安値による電気 料金の提示を制限することを合意 していた。	R5. 9. 29	東京地裁	（排除措置命令取消 請求）
11	九州電力株式 会社による 件	九州電力、九電みらいエナジー 及び関西電力が、互いに、相手方 の供給区域において順次実施され る官公庁入札等で安値による電気 料金の提示を制限することを合意 していた。（課徴金額 27 億 6223 万円）	R5. 9. 29	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）

第8表 令和5年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	株式会社エディオンによる件 (家電製品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) 【課徴金額に係る認定】 40億4796万円→30億3228万円 被審人と92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	R元.11.1	東京高裁	係属中
2	ダイレックス株式会社による件 (食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の小売業者による優越)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処	R2.4.2	東京高裁 R5.5.26	請求棄却判決 (R5.6.7 上告受理申立て)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
	的地位の濫用 事件)	分における違反行為の相手方である 78 社のうち、69 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) 【課徴金額に係る認定】 12 億 7416 万円→11 億 9221 万円 被審人と 69 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。		最高裁	係属中
3	東洋シャッター株式会社による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 5 億 2549 万円→4 億 8404 万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。	R2. 9. 29	東京高裁 R5. 4. 7	請求棄却判決 (R5. 4. 21 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
4	三和ホールディングス株式会社ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、	R2. 9. 30	東京高裁 R5. 4. 7	請求棄却判決 (R5. 4. 24 上告及び上告受理申立て)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 28 億 1540 万円→27 億 5611 万円 （被審人 2 名合計） 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。		最高裁	係属中
5	文化シャッター株式会社による件 （シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げること、を合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】	R2. 9. 30	東京高裁 R5. 4. 7	請求棄却判決 （R5. 4. 20 上告及び上告受理申立て）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		17 億 8167 万円→17 億 3831 万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。		最高裁	係属中
6	サクラパックス株式会社ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 9	東京高裁 R5. 6. 16	請求棄却判決 (R5. 6. 30 上告及び上告受理申立て)
		【課徴金額に係る認定】 6139 万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R6. 3. 13	上告棄却・不受理決定

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	レンゴー株式会社ほか6名 による件 （東日本地区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段ボールシート 又は段ボールケースの製造 業者による価格カルテル事 件）	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 46 億 6156 万円 （被審人7名合計） 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中
8	レンゴー株式会社による件 （大口需要者向け段ボールケースの製造業者による 価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁 R4. 9. 16	請求棄却判決 （R4. 9. 29 上告及び上告受理申立て）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 10 億 7044 万円→10 億 6758 万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。		最高裁 R6. 3. 27	上告棄却・不受理決定
9	王子コンテナ株式会社ほか10名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁 R5. 4. 21	請求棄却判決 (R5. 4. 28 上告及び上告受理申立て)
		【課徴金額に係る認定】 27 億 1255 万円→27 億 192 万円 (被審人 11 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボール		最高裁 R5. 11. 24	上告棄却・不受理決定

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		シート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額			
10	コバシ株式会社ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) 【上告審コバ	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、	R3. 3. 10	東京高裁 R5. 10. 20	請求棄却判決 (原告のうち1名につき、上訴期間の経過をもって確定。 R5. 11. 6 上告及び上告受理申立て)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
	シ(株)ほか5名 による件】	特定段ボールケースの販売分野 における競争を実質的に制限し ていたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 1 億 5871 万円→1 億 5785 万 円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及 び本件ケース合意に係る違反行 為により販売した特定段ボール シート及び特定段ボールケース の売上額を課徴金の対象として 認めた。ただし、以下の売上額 等は、特定段ボールケースの売 上額ではない等の理由から、こ れを課徴金の計算の基礎から除 外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地 区に交渉担当部署が所在しない 取引先に納入した段ボールケー スの売上額		最高裁	係属中

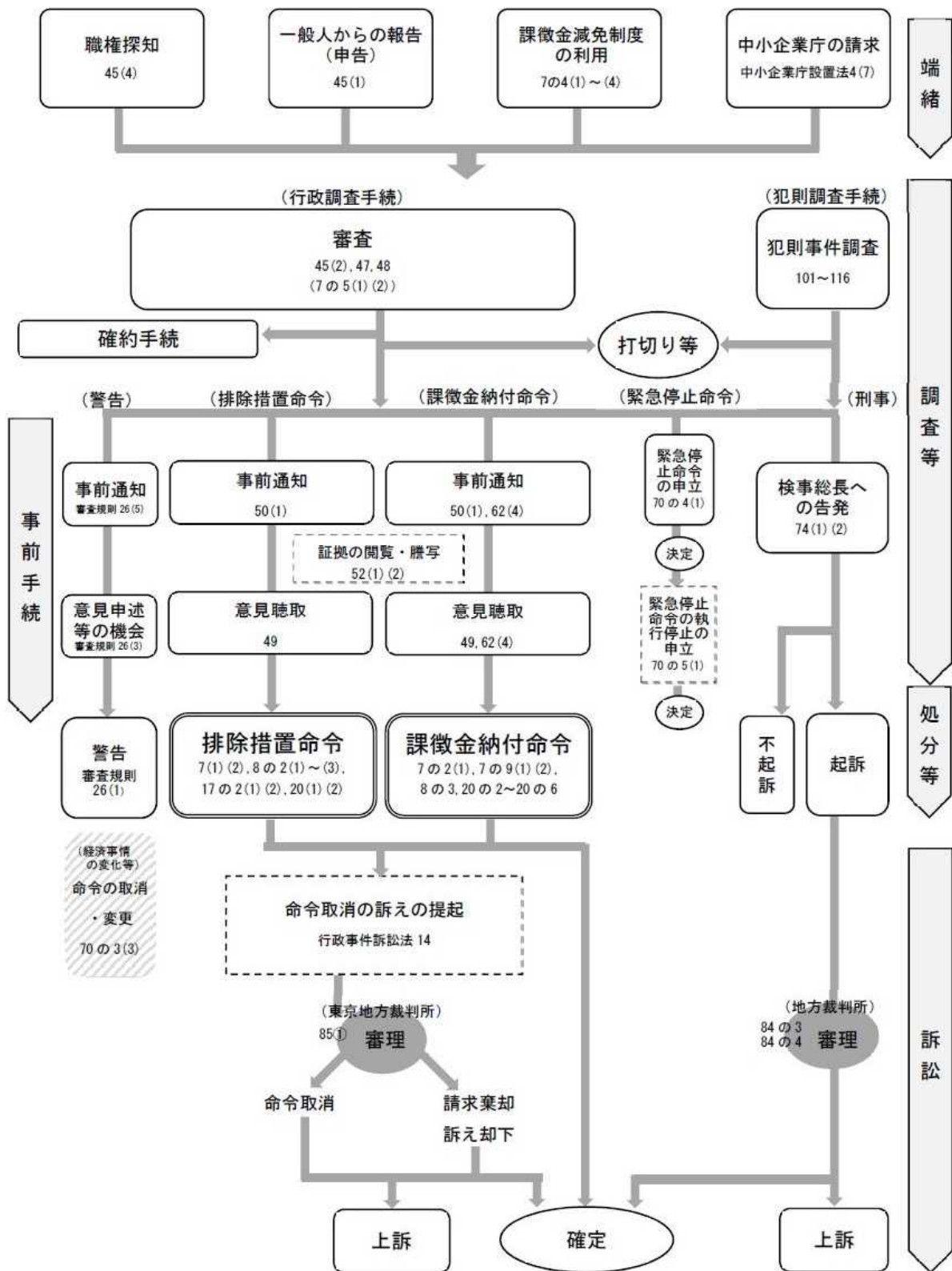
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	福野段ボール 工 業 株 式 会 社による件 （東 日 本 地 区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製造 業者による価 格カルテル事 件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 2557 万円→2529 万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額	R3. 3. 10	東京高裁 R5. 6. 16	請求棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
12	株式会社トーモクほか3名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 10億9211万円 (被審人4名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

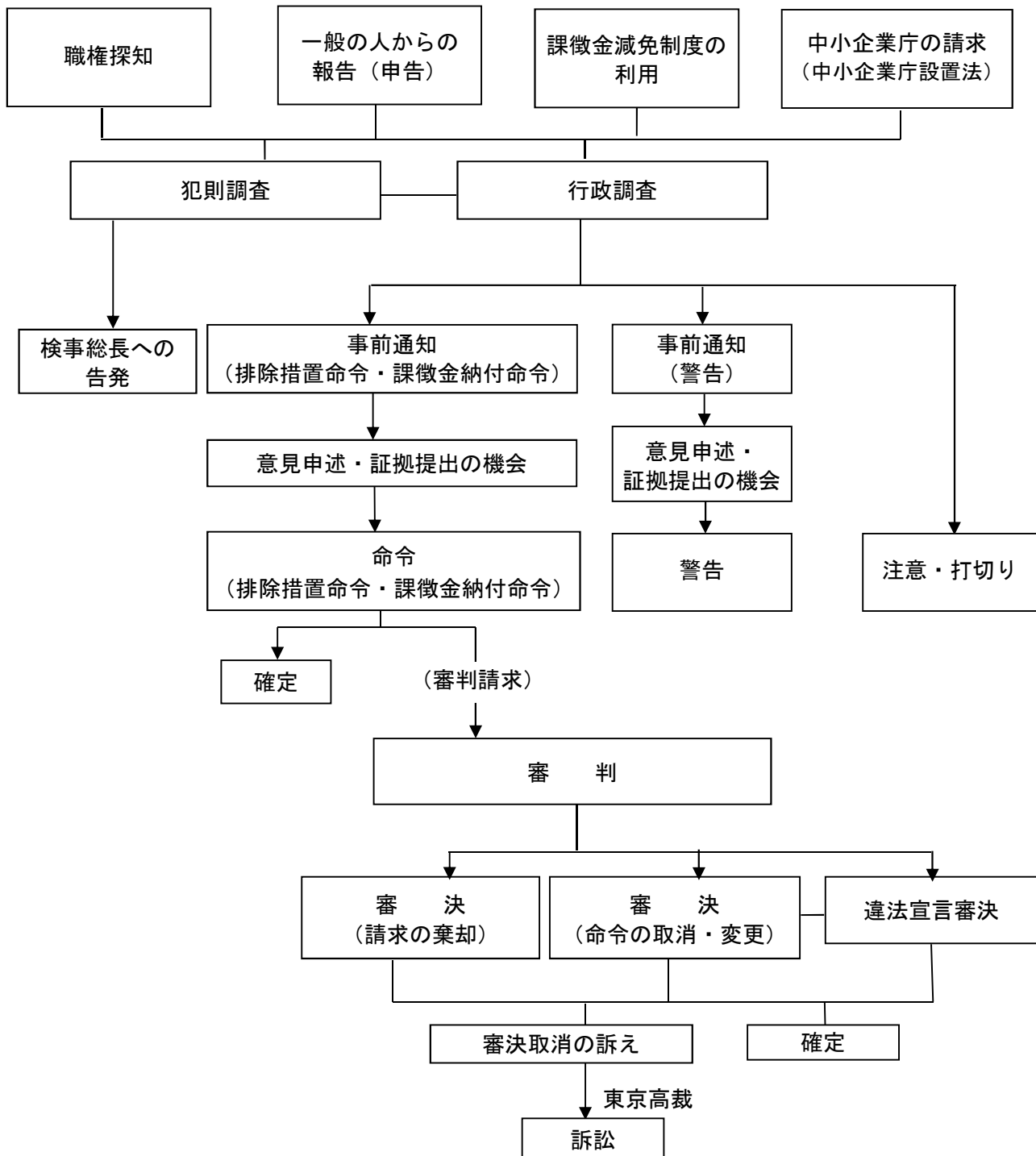
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
13	株式会社トーモクによる件 （大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げるとを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁 R4. 9. 16	請求棄却判決 （R4. 9. 29 上告及び上告受理申立て）
		【課徴金額に係る認定】 6 億 401 万円→6 億 363 万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。		最高裁 R6. 3. 27	上告棄却・不受理決定
14	東京コンテナ工業株式会社による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同	R3. 3. 10	東京高裁 R5. 4. 21	請求棄却判決 （R5. 5. 9 上告及び上告受理申立て）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
	業者による価格カルテル事件)	して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 4825 万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R5. 11. 24	上告棄却・不受 理決定

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

【課徴金減免制度】

1 制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、申請順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率が適用される（第7条の5第1項～第3項）。（注1）（注2）

調査 開始	申請順位	申請順位に応じた 減免率		事件の真相の解明に資する 程度に応じた減算率 （調査協力減算制度）		適用される 減免率
前	1位	全額免除	+	（注3） 最大40%	=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5%				最大45%
後	最大3社 （注4）	10%		最大20%		最大30%
	上記以下	5%				最大25%

（注1） 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の6）。

（注2） 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の4第4項）。

（注3） 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

（注4） 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

2 経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期にかかわらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われ、施行日以後に減免申請が行われた場合は、前記1のとおり、課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○ 旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）（注5）。

調査 開始	申請順位	減免率
前	1位	免除
	2位	50%
	3～5位	30%

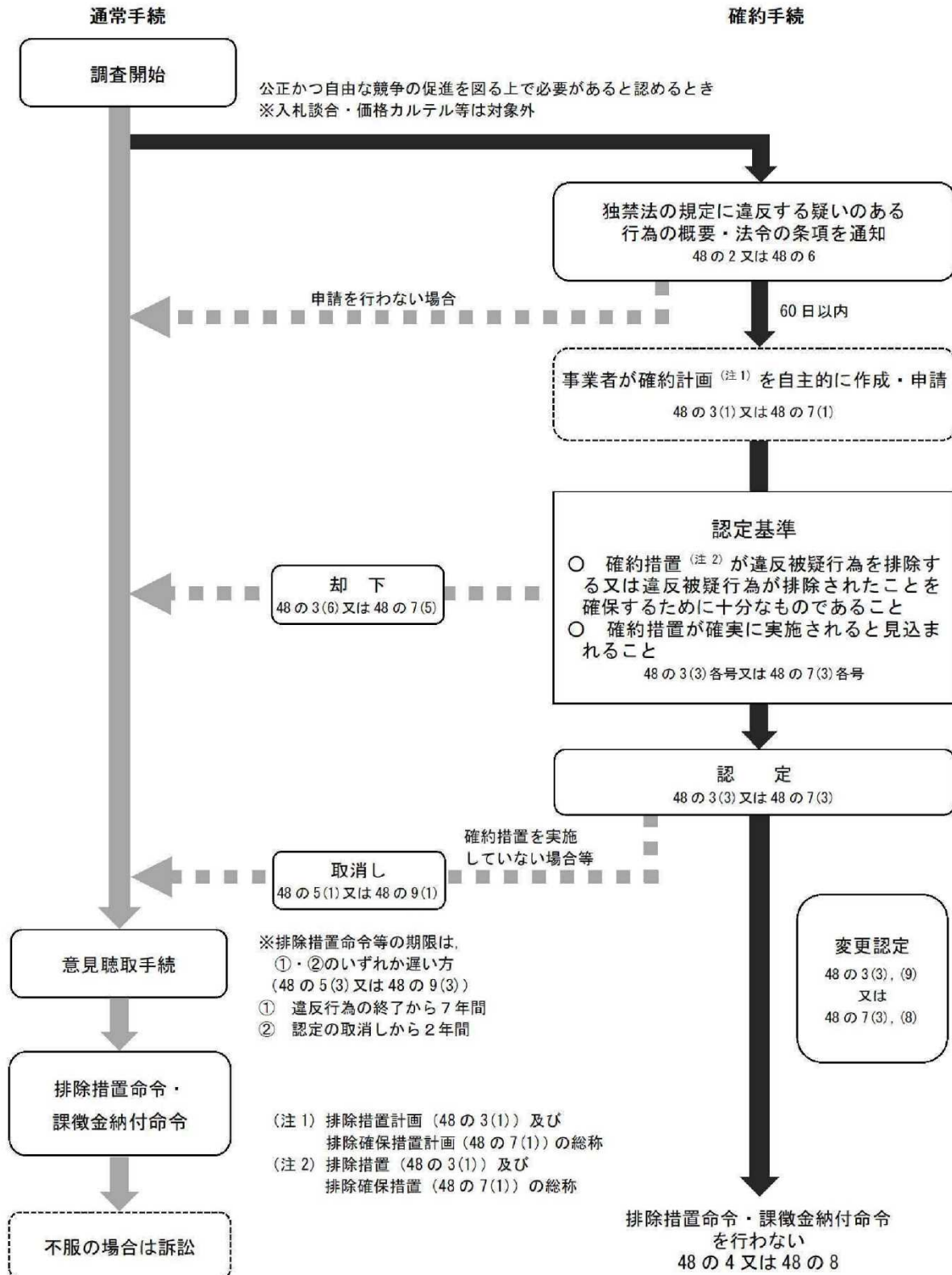
	6 位以下	
後	最大 3 社（注 6）	3 0 %
	上記以下	

（注 5） 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第 7 条の 2 第 1 6 項・第 1 7 項）。

（注 6） 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大 5 社（ただし、調査開始日以後は最大 3 社まで）に適用される。

【確約手続】

確約手続



令和５年度における優越タスクフォースの取組状況

第１ 処理概況

優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）において、令和５年度は、大規模小売業者と納入業者との納入取引、荷主と運送事業者との物流取引のほか、令和５年１０月のインボイス制度の実施に伴う発注サイドの事業者と受注サイドの事業者との取引条件の再交渉に関連した事案、昨今の労務費・原材料費・エネルギーコストの急激な上昇を受けた受注サイドの事業者からの発注サイドの事業者に対する価格転嫁の要請に関連した事案などにおいて優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして６７件の注意を行った。

令和５年度に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約３９日であった（前年度は約６０日）。

第２ 取引形態別の注意の件数及び内容

- １ 注意を行った６７件を取引形態別にみると、その他の取引（広告業、娯楽業等）が３９件と最も多く、次いで物流取引が１９件、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が８件、卸売業者に対する納入取引が１件となっている。

- ２ 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「取引の対価の一方的決定」が１３件中５件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が３件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が３５件中１２件と最も多く、次いで「減額」が８件、「その他経済上の利益の提供の要請」が７件となっている。

さらに、その他の取引については、３９件中３８件が「取引の対価の一方的決定」で、残り１件が「減額」となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「取引の対価の一方的決定」が４５件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が１２件、「減額」が１１件となっている。

<表：取引形態別の注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流 取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭業者 に対する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	1	3	0	0	0	0	0	4
協賛金等の負担の要請	0	0	0	0	1	0	0	1
従業員等の派遣の要請	3	0	0	0	0	0	0	3
その他経済上の利益の 提供の要請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	2	0	0	0	0	0	0	2
支払遅延	0	3	0	0	0	0	0	3
減額	2	8	0	0	0	0	1	11
取引の対価の一方的決 定	5	2	0	0	0	0	38	45
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	12	0	0	0	0	0	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	35	0	0	1	0	39	88

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(67件)と行為類型の内訳の合計数(88件)とは一致しない。

3 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクフォースが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品（陳列棚の商品、在庫商品等）の数量を数えさせる等しているところ、派遣を受ける従業員等の業務内容等についてあらかじめ納入業者と合意することなく、かつ、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (2) スーパーマーケットを営むBは、納入業者に対し、あらかじめ具体的な返品条件を定めていない季節商材及び衣料品等について、販売期間が終了した又は売れ残った際に、返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

減額

- (3) ホームセンターを営むCは、納入業者に対し、棚替えに伴い棚から外れた商品及び廃番になった商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

購入・利用強制

- (4) スーパーマーケットを営むDは、バイヤーから、納入業者に対し、恵方巻き、うなぎ、ワイン及びクリスマスケーキ等の季節商品の購入を要請し、購入する意思を示さなかった納入業者に重ねて購入を要請していた。

2 物流取引

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (1) 製鉄業を営むEは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、待機に伴う費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

減額

- (2) 金属製品製造業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた運賃の額から当該運賃の額に一定割合を乗じて得た額を減額して支払っていた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (3) 合板製造業を営むGは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷卸し等の作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

購入・利用強制

- (4) 農産物販売事業等を営むHは、運送業務を委託する物流事業者に対し、業務遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

支払遅延

- (5) 食料品製造業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、金融機関の翌営業日に代金を支払っていた。

3 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

管工機材等の卸売業を営むJは、納入業者に対し、協賛金として、その算出根拠や用途等について十分な説明をすることなく、取引額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

4 その他の取引（インボイス制度施行関連、労務費等の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁関連）

取引の対価の一方的決定

- (1) 農産物加工品の製造販売業等を営むKは、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

（注） 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。

- (2) 織物卸売業を営むLは、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。